

第1回 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 議事録

1. 日 時：平成29年2月1日(水) 10:00～12:00
2. 場 所：高圧ガス保安協会 第2、第3会議室
3. 出席者：(敬称略・順不同)
主 査：堀口
委 員：澁谷、伊藤、松田、大岡、細谷、大場、増山、村田、平野（代理）
JIMGA：徳富、大沼
KHK：國友、小山田、山田、加藤、井口、岸川、成見（以上、高圧ガス部）、瀬谷
（機器検査事業部）
オブザーバー：野田、肥後（以上、経済産業省）、瀬古（大陽日酸(株)）、久保田、
澤井（以上、大陽日酸エンジニアリング(株)）
4. 配付資料
資料1 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会 委員名簿
資料2 コールド・エバポレータ保安検査基準検討分科会の設置について
資料3 保安検査・定期自主検査について
資料4 コールド・エバポレータの構造と原理について
資料5 コールド・エバポレータに関する現行の保安検査の方法（省令別表）と保安検査基準・定期自主検査指針（案）との比較表
参考資料1 保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係及びコンビナート等保安規則関係（コールド・エバポレータ関係））（案）
参考資料2 定期自主検査指針（一般高圧ガス保安規則関係及びコンビナート等保安規則関係（コールド・エバポレータ関係））（案）
参考資料3 コールド・エバポレータの概略図
参考資料4 技術委員会の組織等について
参考資料5 規格委員会規程について
5. 挨拶、副主査の指名等
 - 5.1 挨拶、委員紹介
開会にあたり、高圧ガス保安協会 國友理事及び本分科会主査 堀口委員より挨拶があったのち、事務局より定足数の報告があり、委員数10名に対し、委員出席9名、代理出席1名で過半数の出席があり、定足数を満足している旨の説明があった。また、委員及び代理出席者の紹介が行われた。
 - 5.2 副主査の指名
高圧ガス規格委員会規程第16条第6項の規定に基づき、堀口主査より澁谷委員が副主

査として指名された。

6. 議事概要

6.1 議事(1) 高圧ガス保安協会技術委員会等の組織と役割について

参考資料 4、5 について、事務局から説明があった。

6.2 議事(2) 分科会設置趣旨説明

資料 2 について、事務局から説明があった。

6.3 議事(3) 保安検査基準・定期自主検査指針（案）の検討

6.3.1 1) 保安検査・定期自主検査について

資料 3 について、事務局から説明があった。

6.3.2 2) コールド・エバポレータについて

資料 4 について、(一社)日本産業・医療ガス協会 (JIMGA) から説明があった。

6.3.3 3) コールド・エバポレータに関する現行の保安検査の方法（省令別表）と保安検査基準・定期自主検査指針（案）との比較

資料 5 について、事務局から説明があったのち、以下の質疑応答等があった。

【6.3.3-1】

(委員) コールド・エバポレータの保安検査基準として、どの範囲を対象とするのか整理してから議論に入らないと、何を検査するのかという話ができない。コールド・エバポレータの範囲は都道府県によって異なるかもしれない。

二重殻構造の貯槽は検査ができないとしても、貯槽以外の見える範囲は検査をすべきと考える。現行の KHKS0850 で取扱いのある「腐食性のないガス」と同様に内部は腐食による減肉等がないとして整理し、外観検査をしっかりと実施していくのがよいと考える。本県では、昭和 53 年の保安検査実施要領の Q&A で、液取出し弁以降は検査を実施してほしいとの内容を踏まえて、見える範囲は検査を実施している。

(事務局) 都道府県によって運用が異なる可能性があるため、明確にできない場合もありえる。

【6.3.3-2】

(委員) 定期自主検査指針の 4.2.2 に「断熱材等で被覆されているもの」と記載があるが、どのあたりに断熱材等が使われているのか。

(委員) 貯槽は二重殻の真空断熱になっている。また、保冷として配管部分に保温材を巻いている部分があり、保温が悪くなると水分が入り、腐食の可能性があるため、保温材の外部検査を規定しているものとする。保温材の状態が悪くなっている場合は、保温材を取り外して検査をしている。

【6.3.3-3】

(委員) ろう付け部からの漏えいが多いことに対して、外観目視等の検査の方法が目的に沿ったものになっているか。いわゆる、ろう付け部からの漏えいは疲労によるものであり、疲労の検査となっているかを考える必要がある。

【6.3.3-4】

(委員) 定期自主検査の中に出てくる「フレキシブルチューブ」と「フレキシブルホース」は同じものを指すのか。

(事務局) 同じものを指している。

【6.3.3-5】

(主査) 現行の KHKS0850-1 等に掲載されている附属書は、今回の保安検査基準には掲載せず、定期自主検査指針のみ掲載するというだけでよいか。

(事務局) 現行の KHKS0850-1 等に記載している附属書は、本文中の耐圧性能の検査方法に係る附属書となっており、今回のコールド・エバポレータの保安検査基準では耐圧性能に関する検査方法を規定しないため、附属書は付けないこととした。

以上の質疑応答等があり、2月中を目処に委員から意見をいただくこととなった。

6.4 議事(4) その他

次回分科会の開催日については、2月中にいただいた意見を踏まえた修正案を検討し、改めて日程調整を行うこととなった。

以上